

# 千葉県企業立地促進資金融資制度実施要領

千葉県企業立地促進資金融資要綱（昭和56年千葉県告示第583号。以下「要綱」という。）に基づく企業立地促進資金融資制度の実施については、要綱に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

## 第1 取扱金融機関（要綱第2条関係）

### 1. 取扱金融機関

知事は、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫と要綱に基づく融資の取扱いに関し、別記様式第1による契約を締結するものとする。

### 2. とりまとめ店舗の届出

取扱金融機関（県内に本店を有するものを除く。）は、とりまとめ店舗を定め、とりまとめ店舗決定届（別記様式第2）により知事に届け出なければならない。

### 3. とりまとめ店舗の業務

とりまとめ店舗の業務は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- （1）要綱に基づく預託資金の取扱いに関すること。
- （2）要綱及びこの要領に基づく報告、届出、又はこれらのとりまとめに関すること。
- （3）この制度の実施のための知事からの通知等の関係店舗への周知に関すること。

### 4. 融資取扱の終了

取扱金融機関が、要綱及びこの要領に基づく融資の取扱を終了する場合は、知事と融資の取扱いの終了に関する合意書（別記様式第3）を締結するものとする。

## 第2 （削除）

## 第3 融資条件（要綱第5条関係）

### 1. （削除）

### 2. 融資利率

要綱第5条第1項第4号の規定による市場金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率は、年2.8パーセント以内とする。

### 3. 加算分の融資期間延長の手続き

- （1）要綱第5条第2項の規定による融資期間の延長を求めようとする者は、融資期間延長申請書（別記様式第4）を取扱金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。
- （2）知事は、特別な事情があると認める場合は、取扱金融機関と協議のうえ、融資期間の延長を決定し、その旨を取扱金融機関に通知する。

### 4. 融資利率の引き下げ

要綱第10条により融資を実行した後、取扱金融機関が融資利率の引き下げをしようとするときは、融資利率変更届（別記様式第4の2）を知事に提出し、確認を得るものとする。

## 第4 資金措置（要綱第6条関係）

### 1. 預託方法

預託は、毎年度、新規融資分預託と過年度融資分預託に区分し、それぞれ次のとおり行う。

#### ア 新規融資分預託

前年度の1月から当該年度の12月末までに実行された個々の融資につき、融資実行時から当該年度の12月末までの予定平均融資残高の4分の1に相当する額の資金を融資実行時のおおむね3月後から当該年度末まで預託する。

#### イ 過年度融資分預託

前年度の12月末までに実行された融資につき、前年度の1月から当該年度の12月末までの予定平均融資残高の4分の1に相当する額の資金を当該年度の間、預託する。

#### 2. 預託利率・預託形式及び預託契約

千葉県中小企業振興資金融資要綱に準ずるものとする。

### 第5 融資申込（要綱第7条関係）

#### 1. 協調融資の場合の融資申込方法

この制度による融資を複数の取扱金融機関により行う場合の融資申込は、それぞれ個別に行わなければならない。ただし、この場合の知事の審査は、一括して行うものとする。

#### 2. (削除)

### 第5の2 融資による様式（要綱第7条から第11条関係）

1. 要綱第7条第1項の知事が定める融資申込書は、別記様式第5によるものとする。
2. 要綱第7条第2項の知事が定める意見書は、別記様式第6によるものとする。
3. 要綱第8条の知事が定める様式は、別記様式第7によるものとする。
4. 要綱第9条第1項の知事が定める様式は、別記様式第8によるものとする。
5. 要綱第10条第1項の知事が定める様式は、別記様式第9によるものとする。
6. 要綱第11条の知事が定める様式は、別記様式第10によるものとする。

### 第6 その他

1. この要領は、昭和56年7月1日から施行する。
2. この改正後の要領は、昭和57年11月1日から施行する。
3. この改正後の要領は、昭和60年4月1日から施行する。
4. この改正後の要領は、昭和61年4月1日から施行する。
5. この改正後の要領は、昭和62年5月15日から施行する。
6. この改正後の要領は、昭和63年4月1日から施行する。
7. この改正後の要領は、平成元年4月1日から施行する。
8. この改正後の要領は、平成2年4月1日から施行する。
9. この改正後の要領は、平成3年9月30日から施行する。
10. この改正後の要領は、平成5年12月10日から施行する。
11. この改正後の要領は、平成13年8月1日から施行する。
12. この改正後の要領は、平成14年4月1日から施行する。
13. この改正後の要領は、平成21年4月1日から施行する。
14. この改正後の要領は、平成22年1月1日から施行する。
15. この改正後の要領は、平成26年7月11日から施行する。
16. この改正後の要領は、平成30年3月14日から施行する。
17. この改正後の要領は、令和8年8月13日から施行する。